

2025（令和7）年7月10日

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15階
埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 様

埼玉弁護士会
会長 宗像 英明
(公印省略)

「最低賃金額の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」
のご送付について

当会は、2025（令和7）年7月10日付けで別紙のとおり、「最低賃金額の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表しましたのでご送付申し上げます。

つきましては、同声明の趣旨をふまえたご対応をお願い申し上げます。

最低賃金額の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 当会は、これまでも繰り返し、最低賃金法が定める「労働者の生活の安定」及び「労働力の質的向上」を達成し、さらには深刻化している貧困と格差の拡大の問題を解決するため、最低賃金額の大幅な引き上げを求めてきた。

これに対し、2016年以降、コロナ禍による中小企業への影響を考慮した2020年を除き、全国加重平均額で毎年3%を超える最低賃金額の引上げが行われており、直近では、2023年が43円の引上げ（前年度比4.48%の引上げ率）、2024年が51円の引上げ（前年度比5.08%の引上げ率）となった。埼玉県の最低賃金額も、2024年には50円の引上げが行われ、現在1078円となっている。

しかしながら、埼玉県の最低賃金額は、一般労働者の所定内労働時間である148.7時間（厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報」）で月収換算すると16万円程度にしかない。これは労働者の最低生計費を大幅に下回る水準であり、現在の最低賃金額では未だ十分な額に達しているとはいえない。

加えて、上記統計調査結果によれば、2024年における物価を考慮した実質賃金指数は、事業所規模5人以上の現金給与総額でみると前年比0.3%の減少となっており、賃金の上昇が、近年の物価の上昇に追いついていない状態である。

他方、2024年の最低賃金額改定に当たり、中央最低賃金審議会が示した目安額50円を大幅に上回る84円の引上げを決定した徳島県では、引上げ実施以降、実質賃金は前年を上回っている一方で、有効求人倍率等の数値に大きな変化は見られない。このように、最低賃金額の大幅な引上げによって、雇用情勢・経営状況の悪化といった弊害が生じることは確認できていない。

政府も、2024年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」と述べており、最低賃金額の早期引上げの必要性を認めている。なお、最低賃金額が1500円となった場合でも、月収換算すると22万円程度であり、上記でも触れた最低生計費を満たしていないことから、さらなる引上げが望まれる。

以上のとおり、生活必需品を含めた物価高が進行し、人々の生活は厳しさを増す一方で、一部の大手企業等を除き、物価の上昇を上回る賃上げが実現されていない現状を改善し、中小企業を含めたすべての労働者の賃金の底上げを図るため、最低賃金額を大幅に引き上げるべきである。

- 2 ただし、最低賃金額を引き上げる環境を整備するためには、引上げの影響を大きく受ける中小企業への配慮・支援が不可欠である。

中小企業は大手企業に比べて賃上げや労働条件改善に対する余力が乏しい上、物価高は、人々の生活のみならず、中小企業の経営にも大きな打撃を与えている。

そのため、政府は、中小企業を広く対象とした減税、社会保険料の減免、補助金の支給といったきめ細やかな支援策や、人件費等の上昇を反映させる取引適正化のための措置を講じ、中小企業の倒産や雇用の縮小を招くような事態を回避すべきである。

- 3 最低賃金については、地域間格差が大きいことも重大な問題である。埼玉県においても、隣接する東京都の最低賃金額が1163円であり、埼玉県と85円もの差があることから、県外への労働力の流出を引き起こしかねない状況にある。

地域別最低賃金の重要な考慮要素とされる最低生計費について、近時では、地域間格差はほとんどないことが明らかとなっている。他方、既に述べた物価高は全国的に起きている問題である。

このように、地域別最低賃金の役割、立法事実が既に失われ、物価高が著しい現状においては、特に地方の最低賃金額を大幅に引き上げ、地域間格差を速やかに縮小させ、全国一律最低賃金制度を実施することが必要である。

- 4 よって、当会は、2025年の最低賃金改定額の決定にあたり、中央最低賃金審議会、埼玉地方最低賃金審議会及び埼玉労働局長に対しては、最低賃金額を大幅に引き上げる答申・決定をするよう求め、国に対しては、中小企業への十分な支援策を講じつつ、最低賃金法の改正を含めた全国一律最低賃金制度の実施を可及的速やかに検討するよう求める。

2025（令和7）年7月10日

埼玉弁護士会会長 宗像 英明